

監 査 公 表

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和3年6月18日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年5月12日～令和3年6月14日	議 会 事 務 局

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 帳簿書類の記載整理保管は適切に行われているか
- (5) 契約事務は適正に行われているか
- (6) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

昨年度、各種委員会の会議録については指摘事項としてあげたところである。会議録の早期作成については職員間での進捗状況の共有化などを行い会議録未完了の解消に向け、努力をされているが未だに作成されていないものが多数見られた。

会議録の記録については、多久市議会委員会条例第30条に定められているものであり、早急に作成されたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 9 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和3年10月20日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年9月3日～令和3年10月15日	新公立病院整備課
令和3年9月7日～令和3年10月15日	税 務 課
令和3年9月7日～令和3年10月15日	会 計 課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (7) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (8) 法令等に従って適正に執行されているか
- (9) 事務処理は適切に行われているか
- (10) 契約事務は適正に行われているか
- (11) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き

取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【新公立病院整備課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【税務課】

1 指摘事項

・令和2年度固定資産税の減免について

固定資産税減免申請書に基づき現地調査を行ったうえで減免理由を記し、起案し決定しているということだが、今回の案件について固定資産税減免申請書はあるものの、起案がされずに減免し、更正を行っている。減免理由が不明である。

・令和3年度固定資産税の減免について

令和2年度に減免をした案件については台帳上減免となるということであり、併せて固定資産税減免申請書を取り、減免理由を記し、起案し減免を決定しているということである。今回の案件は3月31日に納税義務者宛に固定資産税減免申請書を送付しているものの未だに提出がされていないにもかかわらず、5月1日に減免を行った納付書を送付したということであった。事務手続きが適正にされていない。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【会計課】

1 指摘事項

会計課保管の現金領収簿の確認を行ったところ、佐賀銀行出納印のない領収証書（控）（平成２９年度中に発行したもの）が３件あり、調査した結果、納入されていないことが判明した。現金領収簿の取り扱いについては、各課へ指導されたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和3年12月17日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年10月18日～令和3年12月9日	総合政策課
令和3年10月19日～令和3年12月9日	総務課
令和3年10月20日～令和3年12月9日	選挙管理委員会事務局
令和3年10月19日～令和3年12月9日	防災安全課
令和3年10月25日～令和3年12月9日	財政課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか

- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総合政策課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【総務課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【防災安全課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【財 政 課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年1月7日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年11月9日～令和3年12月27日	情 報 課
令和3年11月8日～令和3年12月27日	農 林 課
令和3年11月8日～令和3年12月27日	農業委員会事務局
令和3年11月9日～令和3年12月27日	建 設 課
令和3年11月9日～令和3年12月27日	都市計画課
令和3年11月19日～令和3年12月27日	市 立 病 院

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか

- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【農業委員会事務局】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【建設課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

【市立病院】

- 1 指摘事項
該当事項なし
- 2 注意を求める事項
該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年3月18日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年1月14日～令和4年2月28日	人権・同和対策課
令和4年1月17日～令和4年2月28日	商 工 観 光 課
令和4年1月12日～令和4年2月28日	国民スポーツ大会推進課
令和4年1月17日～令和4年2月28日	教育委員会 教育振興課
令和4年1月18日～令和4年2月28日	教育委員会 学校教育課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【人権・同和対策課】

1 指摘事項

令和2年度多久市人権・同和教育推進協議会補助金 各町への補助金 20,000 円×5 地区について決算額以上の補助金を交付しているので返還させるべきである。補助金交付事務の審査については適正に行われたい。

2 注意を求める事項

該当事項なし

【商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【国民スポーツ大会推進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

- ・ふるさと応援寄附活用事業を利用して、東原庫舎の改修工事を5件なされているが、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。

工期もほとんど同時期であり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけではなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。

- ・新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を利用して、自動水栓取替工事を5件なされているが、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。

工期が同じであり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。

【学校教育課】

1 指摘事項

令和2年度多久市学校給食振興事業補助金782,200円の決算書において8月分の燃料費316,870円、光熱水費917,564円を計上されている。多久市学校給食センター管理運営業務委託の中に含まれるものと思われる。使い方に疑義がある。

2 注意を求める事項

- ・新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を利用して、義務教育学校網戸設置事を5件されているがそれぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随意契約を行っている。

工期もほとんど同時期であり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約方法の問題だけではなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適正な事務処理をされたい。

- ・東原庫舎東部校でマクセルオゾン除菌消臭器31,500円を30台 合計940,500円を購入されているが分割して契約する必要はなく、一括して入札すべき案件である。

監 査 公 表

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年3月29日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年2月7日～令和4年3月22日	市民生活課
令和4年2月7日～令和4年3月22日	福祉課
令和4年2月9日～令和4年3月22日	健康増進課
令和4年2月7日～令和4年3月22日	地域包括支援課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男
多久市監査委員 中島 慶子

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事業に関する事務の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか

(5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【福祉課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【健康増進課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

【地域包括支援課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

監 査 公 表

多監公第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和3年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和4年3月29日

多久市監査委員 眞 木 國 男
多久市監査委員 中 島 慶 子

監 査 結 果 報 告 書

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和4年1月12日～令和4年2月28日	一般社団法人たく21
令和4年2月4日～令和4年3月22日	社会福祉法人 多久市社会福祉協議会

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和4年1月12日から2月28日まで

3 監査の対象

団体：一般社団法人たく21

所管課：商工観光課

4 監査の項目

公の施設の管理（指定管理者）にかかる出納その他の事務

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、指定管理者及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【一般社団法人たく21】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

- ・交流センターの施設を利用する場合、使用許可申請書を提出させ、使用料の請求書を発行し、使用後に使用料を支払ってもらっている。
多久市まちづくり交流センター条例施行規則第2条（使用申請及び許可）では使用申請書を使用開始日の前日までに提出し、許可書を申請者に交付するとなっている。また、多久市まちづくり交流センター施設利用規約 3 利用料金では利用料金は原則として利用前に支払うこととなっている。空調設備等の使用がない場合には利用前に支払ってもらうこと。
施設利用については適正な管理を行うこと。
- ・業務契約委託（多久市中心市街地活性化タウンマネジメント推進業務委託2件）については、仕様書第9条（活動計画及び成果品）において委託業務における成果

品は毎月末までに提出することとなっているが、年度末に1回だけの提出となっている。毎月末に成果品の提出をさせ、委託確認をすること。

- ・タウンマネージャーの専決規程では代表理事が事務の一部を指定した職員に専決させることとなっているので適切な事務処理を行うこと。

【所管課：商工観光課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

該当事項なし

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和4年2月4日から3月22日まで

3 監査の対象

団 体： 社会福祉法人 多久市社会福祉協議会

所管課： 福 祉 課

4 監査の項目

令和2年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

補助金の名称

*社会福祉協議会運営費補助金	補助額 6,982,700 円
----------------	-----------------

*福祉振興（長寿社会振興事業）助成金	補助額 4,270,000 円
--------------------	-----------------

*遺家族援護費補助金	補助額 869,150 円
------------	---------------

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【社会福祉法人 多久市社会福祉協議会】

1 指摘事項

- ・ 該当事項なし

2 注意を求める事項

- ・ 該当事項なし

【所管課：福祉課】

1 指摘事項

- ・ 該当事項なし

2 注意を求める事項

- ・ 該当事項なし